

令和7年度 SNS橋本魅力発信事業委託業務仕様書

1. 業務名称等

事業年度及び番号 令和7年度 第3号

業 務 名 称 令和7年度 SNS橋本魅力発信事業委託業務

2. 業務目的

橋本市では、令和5年3月に「シティプロモーション計画」を策定し、「移住・定住 関係人口創出」「産業」「観光」の3つの柱を設定し、シティプロモーションに取り組んでいる。市民の方に橋本市に住み続けたいと思ってもらうための一歩として橋本市の施策を知ってもらうことに重点に置き、市公式LINEやホームページなど「情報発信」に力を入れているが、リアルタイム性にかけるため、Instagramを使い情報発信力を強化することを目的とする。

3. 適用範囲

本仕様書は、橋本市（以下「発注者」という。）が発注する「SNS橋本魅力発信事業委託業務」に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「受注者」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである

4. 適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない

5. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする

6. 業務方針

橋本市内の20～40代を主なターゲットとし、橋本市の魅力や子育て情報、イベント情報に関する情報を紹介し、橋本市は素敵なまちだな、住み続けたいなと思ってもらえる発信を行う。そのため、市と連携し、伝わりやすく、わかりやすいコンテンツ（写真・動画・紹介文）を作成し、フォロワーの興味関心を引く投稿を定期的に行う

7. 業務内容

前項に基づき、投稿する内容の企画、情報収集、写真や動画の撮影・編集、記事作成、記事投稿など企画から投稿までの業務を担うこと

(1)アカウント要件

①媒体	地域情報を発信している Instagram アカウント
②最低フォロワー数	1 万人以上（申請日時点）
③月間閲覧数	500,000 回以上 ※直近 1 月～3 月において左記回数を超えていること
④フォロワーの居住地	橋本市在住の割合 30%以上

(2)投稿の種類・頻度

投稿	頻度	内容
フィード投稿	一月に5投稿以上	1投稿につき3～5枚程度
ストーリーズ投稿	一月に5投稿以上	必要情報についてはハイライトに大項目ごとに保存(例:イベント情報、子育て情報等) ※上記フィード投稿シェアを含めてよい
イベント投稿	期間中に3投稿以上	イベントの参加方法やアクセス方法などの詳細をストーリーズ、ハイライト、フィードに投稿し、イベント当日も現場で当日の状況を配信する ※1投稿1イベントを意味する ※市主催イベント(サマーボール、まっせ等)をよりわかりやすく伝えるためのものとする
その他		※最初の投稿は本業務が開始した旨の投稿を入れること(6月予定) ※投稿に使用する写真や動画が必要な場合は新たに撮影すること(市内撮影に限る) ※すべて発注者との協議で決まった投稿については橋本市マスコットキャラクターはしぼうイラストを掲載すること ※投稿内容として例えば施設名など、正確に掲載すること

(3)投稿について

- ・投稿内容及び投稿スケジュールについて発注者と受注者は協議を行うこと
- ・投稿内容について、発注者より電子フォームを使い依頼することができるよう体制を整えること
- ・受注者は依頼のあった投稿内容を作成するにあたり、効果的な投稿内容となるようアドバイスをすること
- ・写真や動画、BGM等の使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用することとし、許諾が必要な場合は発注者または受注者のどちらかが協議の上行うこととする
- ・投稿に使用する写真や動画は事前に発注者に確認をとること
- ・投稿に使用する写真や動画撮影をする場合の取材許可については発注者または受注者のどちらかが協議の上行うこととする

(4)記事作成について

- ・投稿記事は、興味関心を高める内容となるよう工夫すること
- ・発注者が依頼した投稿記事には、必ず橋本市マスコットキャラクター「はしぼう」のイラストを入れること
- ・発注者より編集依頼があった場合は速やかに対応すること
- ・リアルタイム性を重要としているため、投稿に支障のない範囲で投稿前に作成内容について発注者の承認を得ること

(5)本業務に係る投稿に対するコメント確認の実施

投稿に対するコメントは原則不要とするが、質問やネガティブな反応がないかを随時確認し、必要に応じて発注者に速やかに報告の上、対応を協議すること

(6)その他

上記に掲げる業務の他に、情報発信に資する業務があれば、専門的な見地から必要な助言、支援を予算の範囲で行うこと

8. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとするが、協議により変更する場合がある。また、すべてにおいて市が指定する媒体により電子データを提出すること

(1) 業務委託完了報告書 1部

委託期間を通した取り組み内容を一覧化し、その成果、取り組みに基づいた分析、考察、次年度以降に効果的と考えられる提案を記載すること

(2) 月次レポート

受注者は投稿結果を分析し、課題や対策に関する提案を行うとともに、月に一回速やかにレポートとして提出すること

アカウント運用の具体的な内容や成果（閲覧状況、いいね数、リーチ数、フォロワー数推移、インプレッション数など）、効果検証および今後の課題等について記載すること

9. 疑義

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない

10. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする

11. 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする

12. 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする

13. 検査

受注者は、業務完了後は発注者の検査を受けなければならないものとする。なお、訂正等の支持を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受注者が負担するものとする

14. 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。また委託終了後も同様の取り扱いとする

15. その他

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない